

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)	
地域名 (地域内農業集落名)	荻窪地区 (荻窪)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 6月 2日	
	(第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・集落内の水田は昭和56年に基盤整備事業が終了し30アール区画に整備されたが、山際に位置することから畦畔が大きく農地の管理(草刈り)が過大な負担となっている。

・若者世代の人口流出により後継者が不足し、農地の大半は、主に60～80代の農業者で耕作しているため、今後は現状を維持することさえ困難な状況にある。そのため集落内で担い手の確保が難しいことから集落外の耕作者に頼らざるを得ない状況になっている。

・山際の農地は以前からクマによる被害があり、個人で対策をとってきたが、近年はイノシシによる被害が多発し農地の掘り返し被害など被害面積が拡大していることから、一体的な対策が必要となっている。

【地域の基礎的データ】農家:27戸(うち50歳代以下の農業者がいる戸数5戸) 認定農業者:4人 新規就農者:1人、主な作物:水稻(飼料用米含む)、きゅうり、いんげん、柿、リンゴ、飼料作物など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業者の高齢化及び担い手の不足により、今後、農村環境を維持することも困難になってくることから、集落内の農業者及び集落外からの入作者を確保し、基盤整備を実施した農地については荒廃を防止する。

・農道及び水路については多面的支払交付金事業を活用し集落ぐるみで農村環境の維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・多面的機能支払交付金事業の認定農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内外の認定農業者や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業から40年以上が経過していることから、老朽化した農道水路については集落や耕作者の意向を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後、後継者不足や高齢農家の離農により農業従事者が減少し農地の保全管理が困難になることから、自治区並びに既存の多面的機能支払事業の活動組織が中心となり、新規就農者や入作者をサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内外の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り農業経営を維持できる体制をつくる。 ・耕作放棄地を防止するため、JAへそばの作業受委託を進める。さらに、畜産農家と連携し飼料作物の作付けを推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣による被害を未然に防止するため、有害鳥獣捕獲実施隊等の指導を受けながら対策を講じる。
 ⑦多面的機能支払交付金の事業を活用し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。
 ⑨遊休農地の解消に向け、畜産農家と連携し飼料用作物の作付けを推進する。